

1

新たなプラン策定の目的

都はこれまで、平成 24 年 3 月に策定した東京農業振興プラン「都民生活に密着した産業・東京農業の新たな展開」に基づいて、都民にも農業者にも魅力ある産業としての東京農業の振興を図るため、さまざまな施策を展開してきました。

この間、農業者の高齢化等に伴う担い手不足や農家の相続に伴う農地の減少、輸入農産物の増加、農業生産資材等の価格高騰など、依然として東京農業を取り巻く環境は厳しい状況が続いていますが、その一方で、国際化の進展に伴う国内農業の競争力強化の取組や東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京 2020 大会」という。）の開催決定、さらには平成 27 年 4 月の「都市農業振興基本法」の制定など、東京農業にとって追い風ともいえる状況にあります。

前プランの策定から 5 年が経過し、東京農業を取り巻く社会情勢が変化する中、将来を見据えた実効性ある農業振興施策や農地の保全に向けた国の制度改正などが必要となっていることから、新たな東京農業振興プラン（以下「本プラン」）を策定することとしました。

2

本プランの位置付け

- 本プランは、平成 28 年 8 月の東京都農林・漁業振興対策審議会の答申「都市と共存し、都民生活に貢献する力強い東京農業の新たな展開」を踏まえて、都が目指す農業振興の方向と今後の施策展開を示すものです。
- 本プランは、農業者及び農業団体、区市町村に対しては、農業振興及び地域の活性化に活用できる指針として提供し、都民に対しては、東京農業への積極的な参加と協力を働きかけていくものです。
- 本プランは、「都市農業振興基本法」における、東京都の地方計画^{（注）}を兼ねるものとします。

（注）地方計画：基本法第十条で「地方公共団体は、基本計画を基本として、該当地方公共団体における都市農業の振興に関する計画を定めるよう努めなければならない。」とされており、都においては、本プランをこの地方計画として位置付けるものとしている。

- 本プランは、平成 29 年度から概ね 10 年後を見据えるものとしませんが、経済・社会情勢の変化や施策の進行状況などにより、必要に応じて見直しを行うものとします。